

児童扶養手当の支給要件

以下のいずれかに該当する児童を監護等している。

| 支給要件 | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が死亡した児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が障害の状態にある児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母の生死が明らかでない児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童 |
| <input type="checkbox"/> | 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| <input type="checkbox"/> | 母が婚姻によらないで懐胎した児童 |

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。